

安全運転相談のお勧め

運転に不安のある方は、安全運転相談窓口へ！

下記の病気等により、自動車等の運転に支障のある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方、及びご家族の皆さん等のため相談窓口を設けています。

- 認知症
- てんかん
- 統合失調症
- 再発性の失神
- 無自覚の低血糖症
- そううつ病
- 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- その他運転に支障のあるもの

運転免許の取得及び更新の際、申請書の「病気の症状等申告欄」を正確に記載してください。

警察では、安全運転相談、病気の症状等に関するプライバシーを、厳格に保護します。

兵庫県警察 安全運転相談窓口（平日 9時～17時）

0570-078-912（ナビダイヤル）又は # 8080

※身体の障害等で機械検査を希望される方は、ナビダイヤルの8番で、直接担当の人に相談して下さい。 ※なお、事前連絡が必要です。（平日 13時～16時）

※兵庫県内の各警察署運転免許窓口でも安全運転相談を受け付けています。

一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

※一定の病気：認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他の運転に支障のあるもの

- 運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。申請書には、病気の症状の申告欄があります。
- 運転免許の取得の際に、必要に応じて、警察に相談してください。運転免許課講習係、免許更新センター及び各警察署運転免許窓口には、安全運転相談窓口を設置し、相談をお受けしています。
- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪い時など。
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※安全運転相談窓口では、一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等からの運転免許に関する相談を受け付けています。

【安全運転相談窓口】場所：各警察署運転免許窓口又は運転免許課講習係(0570-078-912 ナビ)

■体調不良や服薬等で運転に支障があると感じたときは運転を控えてください。